



手帳の交付

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、障がい者に対する各種のサービスを受けるのに必要な手帳です。手帳には、障がいの部位による区分、障がい程度による等級（１級～６級）及び種別（第１種、第２種）があり、区分や等級、種別によってサービスの内容が異なります。

対象となる人

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹）、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫）に永続する障がいがあり、身体障害者福祉法で定められた基準に該当する人。

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳交付申請書
- ②指定医師の診断書・意見書
- ③マイナンバー（個人番号）が確認できるもの
- ④写真１枚（たて４cm、よこ３cm、上半身を写し脱帽、正面向きで過去１年以内に撮影したもの）

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係（TEL ０９４４－６４－１５３０）

療育手帳

知的障がい者（児）に対して一貫した指導・相談を行ない、各種の援助措置を受けやすくするために療育手帳が交付されています。

※最重度・重度の障がいのある場合は「Ａ１」「Ａ２」「Ａ３」と表示されます。

※中度・軽度の障がいのある場合は「Ｂ１」「Ｂ２」と表示されます。

申請手続き

ア １８歳以上の人

- １ 申 請 みやま市役所福祉課で手帳申請
- ２ 判 定 福岡県障がい者更生相談所で障がいの程度について判定を受ける

イ １８歳未満の人

- １ 判 定 大牟田児童相談所で障がいの程度について判定を受ける
- ２ 申 請 判定の結果に基づき、みやま市役所福祉課で手帳申請

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係（TEL ０９４４－６４－１５３０）

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人が一定の障がいにあることを証明するものです。手帳には1～3級まであります。

申請に必要なもの

- ①申請書
- ②医師の診断書または障害年金の年金証書の写し（※）
- ③同意書（年金証書確認のため）
- ④マイナンバー（個人番号）が確認できるもの
- ⑤印鑑
- ⑥写真1枚（たて4cm、よこ3cm上半身を写した過去1年以内のもの）

※年金支払通知書の写しでも可。共済年金等を受給している方は、共済年金証書の写しが必要です。

※写しをとる際は年金の種類と基礎年金番号がわかるようにして下さい。

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係（TEL 0944-64-1530）

各種手帳を受けられたみなさんへ

- ①手帳を他人に譲渡したり、貸したりすることはできません。
- ②住所、氏名が変わったときは「問い合わせ先」に届け出をして下さい。
- ③手帳の紛失や障がい等の程度が変わったときは再交付の申請をして下さい。
- ④手帳の等級に該当しなくなったときや死亡等の理由により不要となった場合は、返還して下さい。
- ⑤「療育手帳」に、次回の判定年月が記載されている場合は、期限までに判定を受ける必要があります。
- ⑥「精神障害者保健福祉手帳」の有効期限は2年間です。更新の場合は、有効期限の3ヶ月前から最終月末までに再交付の申請が必要です。



医療費の給付

障がいをもつ人が医療を受ける際には、公的な助成制度があります。

重度障がい者医療

重度障がい者の医療費を助成する制度です（６５歳以上は、後期高齢者医療制度に加入することが条件となります）。

対象となる人

３歳以上の重度障がい者で次のいずれかに該当する人。

- ①身体障害者手帳の１級及び２級の人
- ②精神障害者保健福祉手帳の１級の人
- ③知的障がいの状態が知能指数３５以下の人
- ④知的障がいの状態が知能指数３６以上５０以下で、かつ身体障害者手帳３級の人

申請・問い合わせ先

市役所 健康づくり課 医療係（TEL ０９４４－６４－１５２７）

後期高齢者医療制度の早期適用

７５歳からの後期高齢者医療制度の適用が１０年早くなり、６５歳から受けられるようになります。

対象となる人

- ①身体障害者手帳の１～３級の人
- ②身体障害者手帳の音声・言語機能障がい４級の人
- ③身体障害者手帳の下肢障がい４級の一部の人
- ④療育手帳「Ａ」の認定を受けている人
- ⑤障害基礎年金１級及び２級の人
- ⑥精神障害者保健福祉手帳等級１級及び２級の人
- ⑦県外からの転入者で、転入前の広域連合から障害認定を受けている人

申請・問い合わせ先

市役所 健康づくり課 医療係（TEL ０９４４－６４－１５２７）

障害者自立支援医療

通院や治療、手術について障害者総合支援法に基づく医療費の助成制度です。精神通院医療、更生医療、育成医療の3種類に分かれ、対象となる人や条件が異なります。

- 精神通院医療・・・精神疾患を有し、通院している人（年齢制限はありません）。
- 更生医療・・・・・・18歳以上の身体障がい者が更生するため、その障がいの軽減または除去することが可能な場合で、手術や治療などが必要な人。心臓手術や人工透析などがあります。
- 育成医療・・・・・・18歳未満の身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すものとみられる疾患がある児童で、手術等により確実な治療効果の期待される人。

指定自立支援医療機関

自立支援医療費の支給は、都道府県が指定した指定自立支援医療機関での医療が対象となります。

給付水準

●世帯の単位

住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

●自己負担額

原則として医療費の1割を負担していただきます（ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に別表の上限額を設定します。）

※入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。

（別表）

区 分	対象世帯（同じ医療保険加入者全員）	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	住民税非課税世帯で障がい者の年収が80万円以下 （令和7年5月31日申請まで）	2,500円
	住民税非課税世帯で障がい者の年収が80万9千円以下 （令和7年6月1日申請から）	
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間所得	住民税課税世帯で住民税額（所得割）が23万5千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	住民税課税世帯で住民税額（所得割）が23万5千円以上	自立支援医療費支給の対象外

○ 所得の低い人以外でも、継続的に医療が必要な人の場合には上限額が別に決められることがあります。

申請に必要なもの

詳細はお問い合わせください。

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係（TEL 0944-64-1530）

福岡県腎臓疾患患者給付金

夜間人工透析を受けている腎臓疾患患者の手帳交付者に対して、通院に伴う交通費の一部を助成する制度です。ただし、本人もしくは配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されません。

対象となる人

夜間（午後5時以降）に人工透析を1ヶ月間に5回以上受けていて、通院の状況が次のア～ウのいずれかに該当する人。

- ア 自家用車の場合通院距離が片道10km以上
- イ 公共交通機関使用で1ヶ月2,000円以上の運賃を負担したこと
- ウ タクシー使用で領収書に基づき1ヶ月2,000円以上の負担をしたと認められること

支給額

月額 2,000円

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係（TEL 0944-64-1530）

福岡県南筑後保健福祉環境事務所

分庁舎（八女市）高齢・障がい福祉係（TEL 0943-22-6971）

難病の医療費助成

難病にかかっている人を対象に、医療費の一部を助成する制度があります。制度によって、対象とする病名や、対象となる病状の程度が異なります。申請を希望される場合は、主治医にご相談の上、下記の申請窓口へお問い合わせください。

●指定難病医療費助成制度

指定難病（厚生労働大臣が指定するもの）にかかっている人が対象。

●小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病（厚生労働大臣が定めたもの）にかかっている人（18歳未満）が対象。

申請・問い合わせ先

福岡県南筑後保健福祉環境事務所

本庁舎（柳川市）疾病対策係（TEL 0944-69-5405）



補装具・日常生活用具等の給付

障がいをもつ人がよりよい日常生活を送れるよう、各種の用具を給付します。

補装具費（購入・借受け・修理）支給 ※購入等の前に申請が必要です。

身体上の障がいを補い日常生活の効率を向上するための装具の購入や借受け、修理を行う際に、補装具費を支給します。補装具の種類によっては、医師の意見書や障がい者更生相談所の判定が必要です。

品目

※品目により基準額があります。

対象障がい種別	補装具品目
視覚障がい	義眼、眼鏡、視覚障害者安全つえ
聴覚障がい	補聴器、人工内耳（修理のみ）
肢体不自由	義肢、装具、歩行補助つえ（一本つえ除く）、車いす、歩行器、姿勢保持装置、電動車いす
心臓・腎臓・呼吸器	車いす・電動車いす
肢体不自由かつ音声言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置
障がい児のみ	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※「借受け」を希望する場合は、品目が「義肢、装具、座位保持装置の完成用部品」「重度障害者意思伝達装置の本体」「歩行器」「座位保持椅子（児童のみ）」に限定されます。また、借受けの適用には一定の条件があります。希望する場合は事前にお問い合わせください。

対象となる人

身体障害者手帳所持者又は難病患者

※介護保険法や労災等の給付を受けられる場合は、他の制度が優先となります。また、医学的治療の一環として使用する場合は、治療用装具となりますので、医療費制度での手続きとなります。

自己負担

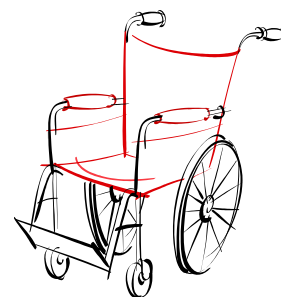
世帯状況	負担割合	負担上限額（月額）
生活保護世帯	費用の 1割	0円
市民税非課税世帯		
市民税課税世帯		37,200円

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳 ②補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書
- ③見積書 ④医師意見書・処方箋（補装具の種類で異なります。）
- ⑤マイナンバー（個人番号）を確認できるもの
- ⑥カタログの写し（補装具の種類によっては必要となります。）

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係（TEL 0944-64-1530）



障がい者（児）日常生活用具給付 ※購入等の前に申請が必要です。

在宅の重度障がい者（児）及び、難病患者の人に対して、日常生活の利便のために障がい等級等に
 じて日常生活用具を給付します。ただし、品目により障がいの程度等給付条件が異なりますので、詳し
 くはお問合せ下さい。

※介護保険の適用の場合、介護保険が優先となります。

給付品目

品目により基準額があります。

目 的	日常生活用具品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台（者のみ）、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、 移動用リフト、訓練いす（児のみ）、訓練用ベッド（児のみ）
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗 支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、聴覚障 がい者用屋内信号装置、歩行時間延長信号機用小型送信機
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボン ベ運搬車、視覚障がい者用体温計（音声式）、視覚障がい者用体重計、 パルスオキシメーター、医療機器用バッテリー（発電機含む）
情報、意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報通信・支援用具、点字ディスプレイ、点字 器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視 覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、暗所 視支援眼鏡、視覚障がい者用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障 がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書
排泄管理支援用具	ストーマ用装具(消化器系)、ストーマ用装具(尿路系)、紙おむつ等、収 尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具
補助具	人工内耳用電池、人工内耳用充電電池、人工内耳用充電器

自己負担

原則 1 割負担。ただし、世帯の課税状況により軽減措置があります。

各日常生活用具給付申請に必要なもの

①障がいに応じて

身体障がいの場合…身体障害者手帳

知的障がいの場合…療育手帳

精神障がいの場合…精神障害者保健福祉手帳

②日常生活用具給付申請書

③マイナンバー（個人番号）が確認できるもの ④見積書 ⑤カタログ

⑥医師意見書（※必要に応じて）

※補助具の人工内耳用電池を申請する場合は「人工内耳装用者カード」

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係（Tel 0944-64-1530）

人工内耳用音声信号処理装置給付

人工内耳を装用している聴覚障がい者(児)の人に対して、人工内耳用音声信号処理装置を買い替える際の費用を支給します。

※買い替えの前に申請が必要です。※なお、医療保険が適用される場合は対象外です。

対象となる人

みやま市に住所を有する在宅の障がい者(児)の人で、次に掲げる要件を全て満たす人。

- 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けており、現在人工内耳を装用していること。
- 本市の住民基本台帳に引き続き1年以上登録されていること。
- 申請時点で、現在装用している音声信号処理装置が装用後5年を経過していること。
- 給付対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと。
- 障がい者の人本人及びその配偶者(障がい児の場合は保護者及びその他の世帯構成員)の市町村民税の所得割の額が46万円未満であること。

自己負担

原則1割負担。ただし、給付上限額50万円を超える分は自己負担となります。

申請に必要なもの

- ①人工内耳用音声信号処理装置給付申請書
- ②身体障害者手帳
- ③人工内耳装用者カード
- ④音声信号処理装置の見積書

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係 (Tel 0944-64-1530)

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の子どもの、言語の習得や健全な発達を支援するため、補聴器購入費の助成を行っています。

対象となる人

次に掲げる要件を全て満たす人。

- ① みやま市内に住所を有していること。
- ② 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- ③ 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。

※医師の診断書により、補聴器の装用が必要と認められる必要があります。
※③の要件を満たしていない場合でも、医師が診断書により補聴器装用の効果を適切に示している場合は、助成の対象となり得ます。(身体障害者手帳の取得が可能で、補装具費支給事業の対象になる場合は、基本的にそちらを優先します。)
※同一世帯に市町村民税の所得割が46万円以上の人がいる場合は、非該当となります。

対象となる補聴器

ポケット型、耳かけ型など、子どもの実情に応じて適当と認められるもの(対象品目は制度により定められています。)主な対象品目は下記のとおりです。

- 軽度・中等度難聴用ポケット型／耳かけ型 ○ 高度難聴用ポケット型／耳かけ型
- 重度難聴用ポケット型／耳かけ型 ○ 耳あな型(レディメイド／オーダーメイド)
- 骨導式ポケット型／眼鏡型 ○ 軟骨伝導式

※補聴器の耐用年数は5年です。
※修理は対象となりません。
※助成の対象となるのは、新たに補聴器を購入する経費か、耐用年数経過後に補聴器を更新する経費です。
※左右両耳に対して補聴器が必要であると診断書等により認められる場合は、左右両方への補聴器購入を認めます。

助成金額

制度で定める基準額の範囲内で、購入費用の3分の2を助成します。

申請に必要なもの

- ①軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書
- ②医師意見書
- ③補聴器の見積書
- ④補聴器の仕様書
- ⑤その他、市長が必要と認める書類

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係 (TEL 0944-64-1530)

緊急通報装置の貸与

ひとり暮らし高齢者等が急病などの緊急時の通報や各種相談ができる緊急通報装置を設置することで、日常生活での不安解消及び緊急時の迅速な対応を行います。

対象となる人

『みやま市内に居住する、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、又はひとり暮らしの重度身体障がい者等』

※ 申請していただくと、要件に該当するか、生活状況等も含めて調査した上で判断します。

申請・問い合わせ先

市役所 介護支援課 高齢者支援係 (TEL 0944-64-1570)



日常生活の利便のために

障がいをもつ人が日常生活において、よりよい生活を送れるよう、各種の在宅サービスを提供します。

NHK 放送受信料の減免

障がい者世帯のNHKの放送受信料を免除する制度です。

対象となる人

【対象となる人】

全額免除	①身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
	②知的障がい者と判定された方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
	③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
半額免除 (世帯主が契約者であることが必要です)	①世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの場合
	②世帯主が身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの場合
	③世帯主が重度の知的障がい(療育手帳A1、A2、A3又はA)と判定されている場合
	④世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの場合

【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- 印鑑
- 【全額免除の場合で、世帯に1月2日以降の転入者がいる場合など】市町村民税(非)課税証明書

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係 (Tel 0944-64-1530)

NHK福岡放送局 (Tel 092-715-7111)

公営住宅

身体障害者手帳4级以上、療育手帳の重度・中度(療育手帳のB2またはB(軽度)は除く)又は精神保健福祉手帳2级以上で住宅に困窮している人には、申し込みの際に抽選の優遇を受けられますが、入居申し込みをされる際、身体障害者手帳等を所持していることの証明が必要な場合があります。

申請・問い合わせ先

市営住宅：市役所 都市計画課 住宅政策係 (Tel 0944-64-1540)

県営住宅：福岡県住宅供給公社 大牟田出張所 (Tel 0944-51-3500)

NET119、FAX119

●NET119とは

聴覚や発話機能などの障がいがあり、音声での119番通報が困難な人が、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を使って119番通報ができる緊急通報システムです。

利用するには、事前登録の申請が必要です。申請書は消防本部で配布しています。「筑後地域消防指令センター」のホームページからもダウンロードできます。

●FAX119とは

専用の通報用紙を使ってFAXで119番通報が行えます。

事前の申請は不要です。所定の通報用紙を用いて、電話番号「119」でFAXを送信してください。通報用紙は、市消防本部警防課通信係、福祉課福祉総務・障がい福祉係で配布しています。

対象となる人

聴覚や発話機能などの障がいがあり、音声での119番通報が困難な人で、みやま市に居住または通勤・通学している人（※ 障害者手帳の交付を受けている必要はありません。）

申請・問い合わせ先

みやま市消防本部 警防課通信係（Tel 0944-62-5125 FAX 0944-62-3234）

点字広報、音声広報

「広報みやま」は区長を通じて各世帯にお届けしていますが、このほか、ボランティアグループの皆さんにより「点字広報」と「音声広報」（CD版・カセットテープ版）が作られています。目の不自由な方で、希望される方には、ボランティアグループよりお届けしています。

〔※「音声広報」（CD版）を聞くためには、専用の再生機または、専用の再生ソフトウェアをインストールしたWindowsパソコンが必要となります。〕

また、福岡県が発行する広報にも録音版、点字版があります。

「福岡県だより」……録音版、点字版 「グラフふくおか」……点字版

申請・問い合わせ先

市役所 秘書広報課 秘書広報係（Tel 0944-64-1501 FAX 0944-64-1503）

福岡県総務部県民情報広報課広報係（Tel 092-643-3102 FAX 092-632-5331）

携帯電話の障がい者割引

ご利用の携帯電話会社に申し込むことで、基本使用料などの割引サービスを受けられます。

対象者は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人です。携帯電話会社によって割引内容や条件などが異なりますので、利用される携帯電話会社、店舗等へ直接お問い合わせください。

申請・問い合わせ先

各携帯電話会社、販売店



みやま市避難行動要支援者名簿の登録

災害が発生した時、被害を軽減するためには、まずは迅速で適切な避難が欠かせません。高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人（避難行動要支援者）の情報を事前に把握し、日頃から見守り支えあう地域づくりが求められています。

自治体は、災害対策基本法に基づき「避難行動要支援者名簿」を備えることが義務づけられています。みやま市では、この名簿の登録条件に該当する人を定期的に抽出し、名簿に登録しています。

また、この名簿に登録された人のうち、別途、名簿情報の提供について同意をされた人については、平常時から行政区長、民生委員・児童委員などへ名簿を提供し、日頃の見守り活動や、個別避難計画作成の働きかけなどに活用します。

名簿の登録対象者

- ① 介護保険の要介護認定（３～５）を受けている人
- ② 身体障害者手帳１級、２級の交付を受けている人
- ③ 療育手帳（Ａ）の交付を受けている人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人
- ⑤ 行政区長、民生委員・児童委員が支援の必要性を認めた人
- ⑥ 自ら名簿への登録を求める人で、市長が認めた人

問い合わせ先

市役所	地域・防災課	防災対策室	(TEL 0944-64-1502)
	福祉課	福祉総務・障がい福祉係	(TEL 0944-64-1530)
	介護支援課	高齢者支援係	(TEL 0944-64-1570)

手話通訳者の派遣

聴覚、言語機能、音声機能障がいのため、手話による意思の伝達に支援が必要な障がい者の人に対して、手話通訳者を派遣する事業を行います。

派遣範囲は、原則としてみやま市役所から50km以内で、時間は午前8時から午後6時です（福祉事務所長が必要と認める時は、この限りではありません）。利用料は無料ですが、会場への入場料などの経費が必要な場合は、ご負担をお願いします。

利用を希望される場合は、原則として利用予定日の1週間前までに、下記へ申請してください。

会議や研修など複雑な内容の場合は、概ね1か月前までに申請し、手話通訳者と事前に打ち合わせをお願いします。手話通訳者の派遣日程や都合などにより、ご希望に添えない場合があります。

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係

(TEL 0944-64-1530 FAX 0944-64-1519)

選挙について

●投票所での支援

点字投票

目の不自由な人は点字で投票できます。点字器も投票所に用意しています。

代理投票

さまざまな事情から投票用紙に自書できない人が、係員に代筆してもらえる制度です。

投票所に用意してある物品

誰もが投票しやすい投票所を目指し、車いす、点字器、老眼鏡、コミュニケーションボード、投票支援カードなどを用意しています。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお尋ねください。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている人や介護保険の被保険者証を持っている人で、一定の要件に該当する人は、自宅で投票用紙に書き、郵便で送る制度があります。

事前に手続きが必要ですので、選挙管理委員会事務局へお尋ねください。

申請・問い合わせ先

みやま市選挙管理委員会事務局（市役所 行政委員会事務局内）

（TEL 0944-64-1554 / FAX 0944-88-9791）

保育料・副食費の減免

手帳をお持ちの方の世帯に保育園等へ通う児童がいる場合、保育料・副食費が減免になることがあります。

（児童自身が手帳を持っている場合も同じです。）

保護者の所得によっては対象にならない場合もありますので、詳しくは子ども子育て課へお問い合わせください。

申請・問い合わせ先

市役所 子ども子育て課 子ども子育て係（TEL 0944-64-1535）

ヘルプカード・ヘルプマーク

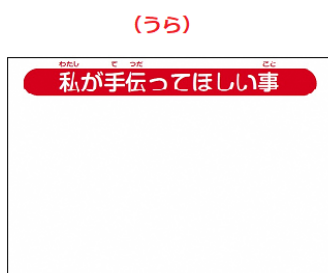
障がいや認知症のある人、妊娠中の人などの中には手助けが必要であっても「外見では不自由や障がいに気づかれにくい人」、「困りごとをうまく伝えられない人」がいます。福岡県では周囲の人に困りごとを知らせられるよう「ヘルプカード」、ストラップ型の「ヘルプマーク」をつくりました。この「ヘルプカード」「ヘルプマーク」に手伝って欲しいことを記入し、身に付けることで、周囲に知らせることができます。

●利用対象者

障がい・難病のある人、認知症のある人、妊娠中の人など、周囲のお手伝いが必要な人なら、どなたでも利用可能です。（障がい者手帳の有無は問いません）



ヘルプカード



ヘルプマーク

●申し込みについて

ヘルプカード

みやま市福祉課窓口の他、福岡県障がい福祉課や各保健福祉事務所などで入手可能です（申請書などの提出は不要です）。また、みやま市や福岡県庁の Web サイトからデータをダウンロードして、自由に印刷することもできます。

ヘルプマーク

みやま市福祉課窓口か、福岡県庁の障がい福祉課に「ヘルプマーク申込書」を提出してください。申込書は、提出窓口のほか、みやま市ホームページや福岡県庁ホームページでも配布しています。窓口へ直接申込書をご持参いただいた場合、その場でお渡しします。

※ 窓口への来所が困難な方は、ヘルプマーク申込書と一緒に返信用封筒と返信用切手（1 個の場合は 140 円分）を窓口へ送付してください。

- ・無償で配布しますが、お一人につき 1 個までです。
- ・配布に当たり、障害者手帳、身分証明書等の提示や写しの添付は不要です。
- ・ご家族や支援者等の代理人による受取りも可能です。
- ・福岡県内にお住まいの方の申請に限ります。
- ・郵送での申請も可能です。

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係

(Tel 0944-64-1530 FAX 0944-64-1519)

福岡県 障がい福祉課 社会参加係 (Tel 092-643-3264)



交通について

障がいをもつ人が各種交通機関を利用して外出する場合、運賃等の割引を受けることができます。

各交通機関による運賃の割引

交通機関	割引内容等
J R、西鉄電車	交通機関で対象者、割引内容などが異なりますので、利用される各交通機関へお問合せください。
バス	
航空運賃	
船舶料金	
タクシー	

※みやま市コミュニティバス「くすっぴー号」（利用料金100円）は、障がい者の手帳をお持ちの場合、本人と、同乗する介助者1名が50円で利用できます。

みやま市福祉タクシー料金助成

身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA又は精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている、みやま市に住所を有する在宅の障がい者に対し、タクシーの小型料金の基本料金分を助成します。配布枚数は月4枚、年間48枚までです。また、じん臓機能障がいによる透析治療を受けている方は月5枚、年間60枚を助成いたします（1カ月に使う枚数に制限はありません）。

※ 自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の減免を受けている人や、入院、入所中の人を除きます。詳しくはお問い合わせください。

※ 紛失した場合の再発行はできません。

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係（TEL 0944-64-1530）

軽自動車税（種別割）の減免

障がい者本人や、障がい者と生計を同じくする人が軽自動車を運転する場合、または、障がい者等のみで構成される世帯の車を常時介護者が運転する場合で、もっぱら当該障がい者の通院・通学等のために使用される場合、軽自動車税（種別割）が減免されます。ただし、自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の減免を受けた場合、みやま市福祉タクシー料金の助成を受けることはできません。

対象となる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。

※ 手帳の内容、等級、車の利用状況や世帯の状況によっては該当しない場合があります。詳しくはお問い合わせ先へお尋ねください。

※ 対象となる車両は、手帳所有者一人につき1台のみです。

申請に必要なもの

- 軽自動車税（種別割）納税通知書
- 身体障害者手帳等（原本）
- 運転免許証（運転者のもの）
- 車検証（写し）（注：電子車検証をお持ちの方は、自動車検査証記録事項が必要です。）
- 個人番号カードもしくは個人番号通知カードまたは個人番号が記載された住民票のいずれかと、本人確認書類（納税義務者と手帳所有者のもの）

※ 本人以外が運転する場合、以下の書類が必要となることがあります

- 使用目的の証明書（原本。通院証明書、通学証明書等）
- 戸籍謄本等（原本）
- 住民票（原本）
- 常時介護証明書（原本）
- 社会保険証（写し）、または送金証明（後期高齢者の場合のみ）

※ 申請の受付期間は、納税通知書が届いてから、納期限までです。

※ 減免に該当しなくなった場合は、速やかに下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※ 申請は本庁のみで受付しています。

申請・問い合わせ先

市役所 税務課 市民税係（Tel 0944-64-1511）

自動車改造助成 及び 自動車運転免許取得助成

自動車改造助成

就労等のため、身体障がい者自らが所有し運転する自動車の運行上に必要な改造について、10万円を限度として費用の一部を助成します。 ※事前に申請が必要です。

自動車運転免許取得助成

障がい者の移動等を支援するため、身体障がい者又は知的障がい者等が自動車運転免許の取得をしようとする場合、10万円を限度として経費の一部を助成します。 ※事前に申請が必要です。

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係（Tel 0944-64-1530）

有料道路通行料割引

一定の要件を満たす障がい者の方は、高速道路等の有料道路の通行料を半額にすることができます。なお、ETC時間帯割引との併用はできません。

対象となる人

①身体障害者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合

②第一種身体障害者の方、または療育手帳Aの方が、介護者の運転する車に乗車する場合

- 自動車の所有者は原則として、障がいのある方本人、または障がいのある方と生計を一にしている必要があります。(ETCレーンを利用する場合)
- 事業用の車、法人名義の車、軽トラックは認められません。
- レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車、友人等が所有する車、タクシー(介護タクシー含む)、福祉有償運送車両も利用できるようになりましたが、ETCレーンを利用することはできません。
- その他対象外の自動車の要件がありますので、詳しくは下記お問い合わせ先へお尋ね下さい。

申請に必要なもの

【ETCレーンを利用しない場合】

ア. 本人運転の場合 … 身体障害者手帳、運転免許証、車検証※

イ. 介護者運転の場合 … 身体障害者手帳または療育手帳(両方持っている人は両手帳)、車検証※

※電子車検証をお持ちの方は自動車検査証記録事項も持参ください。

【ETCレーンを利用する場合】

上記の必要なものに加えて、次の2点が必要です。

(1) ETCカード(原則として18歳以上は障がい者ご本人名義)

(2) ETC車載器セットアップ申込書・証明書など(登録を受けようとする車のETC車載器管理番号が確認できるもの)

- 割賦購入(ローン)または長期リースにより自動車を利用している場合は、割賦契約書またはリース契約書をお持ちください。(割賦購入の場合は、代金支払債務が残っている場合に限りです。)

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係 (TEL 0944-64-1530)

駐車禁止除外指定車標章

歩行困難な身体障がい者や重度の知的障がい者(児)、または重度の精神障がい者で、この標章を受け車両の前面の見やすいところに掲示している車両は、駐車禁止場所(法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所等を除く)に他の交通の妨げにならない限り駐車できます。

申請・問い合わせ先

柳川警察署 (TEL 0944-74-0110)



ふくおか・まごころ駐車場制度

障がいのある人や高齢の人、妊産婦の人など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な人が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。対象者の人には、利用証を交付いたします。

手帳の種類や等級により対象になる場合、ならない場合があります。詳細はお問い合わせください。

申請・問い合わせ先

南筑後保健福祉環境事務所 本庁舎（柳川市）（TEL 0944-72-2111）

分庁舎（八女市）（TEL 0943-22-6971）

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係 （TEL 0944-64-1530）

駐車場の目印



障がい者、高齢者



妊産婦、けが人



車いす常時利用の
障がい者が自ら運転



利用証を車内の見えやすい場所に
掲示して使用します。



年金・手当・貸付について

障がいをもつ人や障がい者を扶養する家族に対して様々な経済的支援、貸与制度があります。

障害基礎年金

障がいの状態が、障害年金の障害等級表に定める1級または2級に該当し、その原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にある場合に請求できます。

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

請求・問い合わせ先

市役所 健康づくり課 国保年金係 (Tel 0944-64-1529)
大牟田年金事務所 (Tel 0944-52-5294)

障害厚生年金

障がいの状態が、障害年金の障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当し、その原因となった病気やけがの初診日が厚生年金保険の被保険者である場合に請求できます。

請求・問い合わせ先

大牟田年金事務所 (Tel 0944-52-5294)

※障害基礎年金、障害厚生年金ともに、保険料の納付要件や初診日の年齢などによる条件があります。
詳しくは上記の請求・問い合わせ先までおたずねください。

特別児童扶養手当、障害児福祉手当 及び 特別障害者手当

特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいがある20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給されます。ただし、対象児童が児童福祉施設等に入所している場合又は、本人もしくは配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得があるときは支給されません。

障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児に支給されます。ただし、対象児童が児童福祉施設や心身障害者援護施設に入所されている場合

又は、本人もしくは配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得があるときは支給されません。

特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者に支給されます。ただし、施設に入所されている場合、継続して3ヶ月を越えて入院されている場合又は、本人もしくは配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得があるときは支給されません。

申請・問い合わせ先

※障害児福祉手当 } 市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係 (TEL 0944-64-1530)
特別障害者手当 }

※特別児童扶養手当 子ども子育て課 子ども子育て係 (TEL 0944-64-1535)

心身障がい者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある人に終身一定額の年金を支給する制度です。年金額は1口が月額2万円で、障がい者の方1人につき2口（月額4万円）まで加入できます。

加入できる保護者の要件

- ①保護者の加入時の年齢が65歳未満であること
- ②特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ③障がいのある人1人に対して、加入できる保護者は1人であること

障がい者（児）の範囲

- ①知的障がい者（児）
- ②身体障がい者（児）
身体障害者手帳を所持し、その障がいが1級から3級までに該当する障がい
- ③精神又は身体的に永続的な障がいのある人で①又は②と同程度の障がいと認められるもの
例えば、精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係 (TEL 0944-64-1530)

生活福祉資金の貸付

収入が少ない人や障がいがある人などの世帯の生活を経済的に支えるとともに、社会参加の促進を図ることを目的として、各種資金の貸付を行っています。

申請・問い合わせ先

みやま市社会福祉協議会 (TEL 0944-22-5000)



就労・教育・訓練について

障がいをもつ人に対して、就職斡旋や日常生活に必要な技能訓練などを各種事業団体がおこなっています。

ハローワーク大牟田（公共職業安定所）

事業	内容
職業相談	心身障がい者の就職や採用についての相談を受け付けています。ハローワークには担当の専門官、職業相談員や手話協力員が配置されています。
福岡障害者職業能力開発校	障がい者の人が就職するための技能を身に付けようと希望する場合、職業訓練校が利用できます。

問い合わせ先

ハローワーク大牟田（大牟田市大正町6-2-3）

TEL 0944-53-1551 / FAX 0944-54-1540

福岡障害者職業センター

障がい者の円滑な就職の促進を図るために、公共職業安定所と連携をとりながら障がい者に対して、就職のための相談や就職後の職場適応指導、就職に関する情報の提供等を行っています。

問い合わせ先

福岡障害者職業センター（福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5F）

TEL 092-752-5801 / FAX 092-752-5751

障害者就業・生活支援センター

障がいのある人が安心して地域で働けるように就職や生活に関する相談や支援を行います。

場所及び問い合わせ先

障害者就業・生活支援センター「ほっとかん」（大牟田市新栄町16-11-1）

（TEL 0944-57-7161 / FAX 0944-57-7163）



税金について

申告等により、障がいをもつ人や障がい者を扶養する家族が受けられる税金の優遇措置があります。

種 類	窓 口	住 所
所得税	大牟田税務署 (TEL 0944-52-3245)	大牟田市不知火町 1-3-16
住民税	みやま市役所税務課 (TEL 0944-64-1511)	みやま市瀬高町小川 5
軽自動車税 ※1 (種別割)	みやま市役所税務課 (TEL 0944-64-1511)	みやま市瀬高町小川 5
自動車税 (種別割) ※2 (環境性能割) ※2 軽自動車税 (環境性能割) ※2	久留米県税事務所 (TEL 0942-30-1012)	久留米市合川町 1642-1
事業税	久留米県税事務所 (TEL 0942-30-1012)	久留米市合川町 1642-1
定期預金等の 利子の非課税	郵便局、その他の金融機関	
相続税	大牟田税務署 (TEL 0944-52-3245)	大牟田市不知火町 1-3-16
贈与税	大牟田税務署 (TEL 0944-52-3245)	大牟田市不知火町 1-3-16

※1 軽自動車税(種別割)の減免の申請期間は、納税通知書が届いてから当該年度の納付期限までです。

※2 普通自動車税等の減免については、下記の県税事務所でも受付ができます。

大牟田県税事務所	大牟田市小浜町 2 4 - 1 (TEL 0944-41-5122)
筑後県税事務所	筑後市大字和泉 4 2 3 (TEL 0942-52-5131)



各種相談について

障がいのある人、またその家族の日常生活の悩みや心配ごとなど、さまざまな相談に応じる窓口を開設しています。ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

障がい者相談支援事業

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又はその家族等が抱える各種の心配ごと、悩みごと等の相談に専門スタッフが応じます。

相談時間

月曜日から金曜日までの9時から17時まで

場所及び問い合わせ先

基幹相談支援センター「ホープ」 （みやま市瀬高町下庄396番地5）

Tel 0944-63-3021 / FAX 0944-63-3139



日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でないため、日常生活に困っている人を対象に情報提供・助言、手続きの援助（手続き同伴、代行、契約締結）、福祉サービスの利用料の支払い等を行います。

利用料

相談や支援計画の作成は無料、生活支援員の援助を受ける場合は1回（1時間以内）1,000円、1時間を越える場合は30分ごとに350円が加算されます。

問い合わせ先

みやま市社会福祉協議会（Tel 0944-22-5000）

みやま市障がい者虐待防止センター

みやま市では「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、福祉課内に「みやま市障がい者虐待防止センター」を設置しています。

この法律は、障がい者の虐待の防止・早期発見、虐待を受けた時の保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障がい者の権利利益を擁護することを目的としています。

虐待は、人としての尊厳を傷つけ、自立や社会参加を妨げるものであり、絶対に許されません。障がい者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは以下の連絡先までご連絡ください。

相談・連絡先

みやま市障がい者虐待防止センター（みやま市役所 福祉課内）

（TEL 0944-64-1552 FAX 0944-64-1519）

基幹相談支援センター「ホープ」

（TEL 0944-63-3021 FAX 0944-63-3139）

成年後見制度

判断能力が十分でない人が一方的に自分に不利な契約を結んでしまわないように、一定の定められた者が、本人の不十分な判断能力を補ったり、本人を保護したり、それが本人のためになるように監督する制度です。

後見人になる人は、親族などの候補者のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士などの専門職や、法律または福祉にかかわる法人などの第三者から、家庭裁判所が最も適任と思われる人を選任します。

ご本人の判断能力の程度により、後見する人は「成年後見人」「保佐人」「補助人」の3つに区分されています。後見する人がどの区分に該当するかは裁判所によって判断され、それぞれに権限などが異なっています。

また、その人の福祉を図るために特に必要があると認めるときは、みやま市長が家庭裁判所に対して申し立てを行うことができます。

対象となる人

知的障がい者、精神障がい者等

問い合わせ先

基幹相談支援センター「ホープ」

（TEL 0944-63-3021）

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係

（TEL 0944-64-1530）

福岡家庭裁判所 柳川支部

（TEL 0944-72-3121）

福岡県福祉情報センター

福祉に関する制度、ボランティア、相談窓口、施設など、いろいろな情報を収集し、電話、ファックス、郵便などでみなさんからのお問い合わせに応じます。福祉に関する図書、資料も扱っております。

相談・連絡先

「福岡県福祉情報センター」（春日市・クローバープラザ 東棟2階）

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

※利用時間 9:00～17:00

※休業日は月曜日（第4月曜日を除く。祝日の場合は翌日。）・年末年始・お盆です。

福祉サービスに関する苦情解決事業

児童、障がい者、高齢者などに対して、在宅や、福祉施設で提供される福祉サービスの苦情についてのご相談をお受けいたします。

対象となる人

福祉サービス利用者（利用者本人以外でも可能です）

問い合わせ先

福岡県運営適正化委員会（福岡県社会福祉協議会 春日市・クローバープラザ内）

TEL 092-915-3511 / FAX 092-584-3790

相談受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（年末年始・祝日を除く）

「障がい者110番」運営事業

障がい者及びその家族が抱える福祉、保健、医療、法律問題等に係わる各種の心配ごと、悩みごと等の相談に応じます。

業務

●主な相談内容

- ①生命、身体に対する侵害 ②財産に対する侵害 ③財産管理、相続関係 ④障がい年金等
⑤金融、消費、契約等 ⑥雇用、勤務条件関係 ⑦家族、隣人、職場、施設での人間関係など

一般相談及び専門相談（専門相談は曜日の指定）

相談の種類		相談員	相談日	相談時間	備考
一般相談		相談員	月～金	9:00～16:00	土日祝日・年末年始・お盆は休みです。
専門相談	法律相談	弁護士	第2・第4水曜日	13:00～15:00	
	年金相談等	社会保険労務士	第1・第3金曜日	13:00～15:00	

問い合わせ先

福岡県障がい者110番（福岡県身体障害者福祉協会 春日市・クローバープラザ内）

（TEL / FAX 092-584-6110）

みやま市身体障害者相談員・知的障害者相談員

みやま市では、障がい者福祉に理解と経験のある人に、相談員をお願いしています。相談員は、障がい者またはその保護者からの身近な生活相談に応じます。相談員は、相談内容についての秘密を守るよう義務付けられています。

以下の人が相談員です。お気軽にご相談ください。

身体障害者相談員

(令和7年4月1日現在)

相談員名	電話番号
有富 正己	0944-63-8230
猪口 定利	0944-63-7319
梅崎 たつ子	090-4519-6457
奈良岡 春子	0944-62-2603
村上 義徳	0944-62-4792

知的障害者相談員

(令和7年4月1日現在)

相談員名	電話番号
興梠 耀美	0944-63-6544



障がい福祉サービス

障がい者（児）及び、難病患者の人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付等支援を行い、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与します。

福祉サービスの体系

サービスは、障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

※ サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）が可能となります。

自立支援給付の新体系（福祉サービス）

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障がい、精神障がいのある人に、外出時の危険回避などの支援を行います。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、必要な情報提供とともに、援助を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間施設へ入所できます。
	療養介護	医療と常時介護の両方が必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中に障がい者施設で入浴、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	障がい者に居室その他の設備を利用させるとともに家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。
	就労選択支援 (令和7年10月開始予定)	本人の希望や適性、能力に合った就職先や就労移行支援サービスが選べるよう支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力などを補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を一定の期間にわたり行います。
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
	日中一時支援	日中活動の場を提供し、家族の介護の負担軽減を図ります。
	訪問入浴	居宅に入浴車を派遣し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

利用者負担

① 利用者負担の月額上限設定

障がい福祉サービスの利用者負担は、課税状況等に応じて次の区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

【障がい者 18歳以上の方】所得区分		負担上限月額
生活保護受給世帯 / 市町村民税非課税世帯		0円
市町村民税課税世帯	所得割額16万円未満の障がい者世帯 ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く	9,300円
	上記以外	37,200円

【障がい児 18歳未満の方】所得区分		負担上限月額
生活保護受給世帯 / 市町村民税非課税世帯		0円
市町村民税課税世帯	所得割額28万円未満の世帯の通所利用	4,600円
	所得割額28万円未満の世帯の入所施設利用	9,300円
	上記以外	37,200円

所得を判断する 世帯の範囲	種別	世帯の範囲
	障がい者(18歳以上) ※施設に入所する18、19歳を除く	障がい者と、その配偶者
	障がい児(18歳未満) ※施設に入所する18歳、19歳を含む	保護者の属する住民基本台帳での世帯

② 高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障がい福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます(償還払い方式によります)。

③食費等実費負担の軽減措置

入所施設の食費・光熱水費などは実費を負担することになりますが、低所得者に対しては、サービスの種類によっては個別減免や食事負担軽減があります。

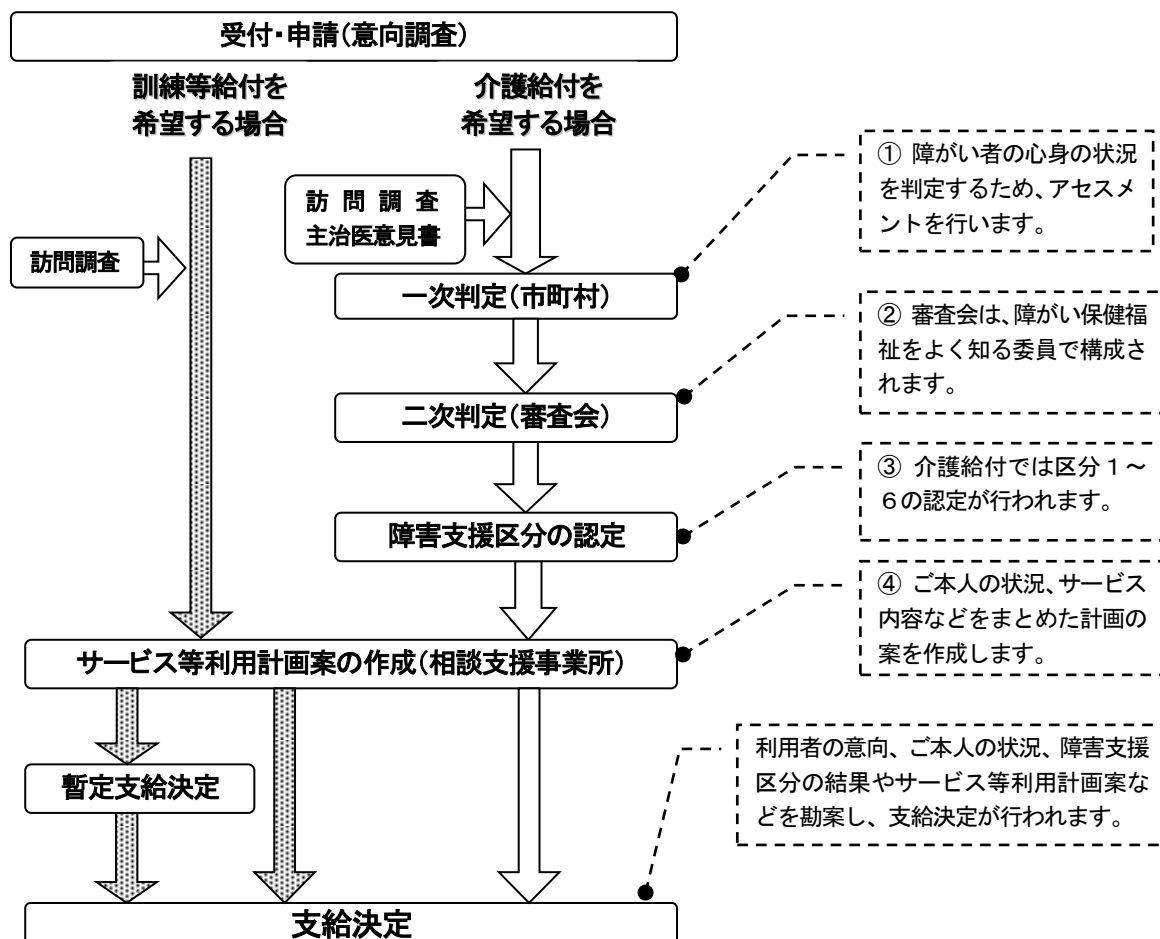
④ 生活保護への移行防止

こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額や食費等実費負担額を引き下げます。

障がい福祉サービス利用の手続き（※申請から支給決定まで1～2か月程かかります）

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において ①障がい者の心身の状況(障害支援区分) ②社会活動や介護者、居住等の状況 ③サービスの利用意向 ④訓練・就労に関する評価を把握、その上で利用計画を作成し支給決定を行います。

支給決定までの流れ



サービス利用開始の後は、相談支援事業所が定期的にご本人の状況をモニタリングするなど、ご本人の状態やサービスの利用状況の確認が行われます。

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係（TEL 0944-64-1530）



児童福祉法に基づく障がい児支援

18歳未満の障がいのある児童の通所サービスは、児童福祉法により定められており、市町村で申請を受け付けます。

対象となる人

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人。
- ② 特別児童扶養手当等を受給している人。
- ③ その他市町村が必要と認めた人。
- ④ 難病患者の人。

サービスの種類

児童福祉法に基づく障がい児支援については必要に応じて以下のサービスが提供されます。

児童発達支援事業	日帰りで、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援事業	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子どもに対し、日帰りで、治療を行うと共に、日常生活における基本的な動作、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します。
保育所等訪問支援事業	保育所等を利用中または、今後利用する予定の障がいのある子どもが、障がいのない子どもとの集団生活に適応できるようになるための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援事業	重度の障がい児などであって、外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

利用者負担

障がい児支援の利用者負担は、課税状況に応じて次の区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

世帯の課税状況等による区分		月額負担上限額
生活保護受給世帯 / 市町村民税非課税世帯		0円
市町村民税課税世帯	所得割額 28万円未満	4,600円
	所得割額 28万円以上	37,200円

なお、課税状況等を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯を原則としています。

【3～5歳児の無償化について】

以下の条件で、対象となる児童の利用者負担が無償化されます。

無償化の対象となる期間	満3歳になって初めての4月1日から3年間 (例) 適用期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日 ⇒ 誕生日が平成31年4月2日から令和4年4月1日までの障がいのある子どもが無償化対象となります。
対象となるサービス	児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援・ 居宅訪問型児童発達支援 ※ このほか、福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設への入所も対象となります。

- ※ 利用者負担以外の費用（医療費や食費など、現在実費で負担しているもの）は、引き続きお支払いいただくことになります
- ※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。
- ※ 無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

申請・問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係（TEL 0944-64-1530）



医療的ケア児在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児の看護に訪問看護ステーションを利用する家族に対して、利用経費の助成を行います。

対象となる人

市内に住所を有する0歳～18歳の在宅の障がい児で、保護者等の介護を受けて生活しており、かつ、医師の訪問看護指示書のもと訪問看護の医療的ケアを受けている人。

【医療的ケア】 … 人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの日常生活に不可欠な支援

助成内容

助成対象経費

指定訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用

助成金額

$$\left(\begin{array}{l} \text{指定訪問看護ステーションが、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う一日当たりの時間から健康保険法の適用対象となる訪問看護の時間を控除した数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} 7,500 \text{円} \\ \text{(1時間あたり単価)} \end{array} \right)$$

※ 一時間未満は切り捨てとし、一人につき一年度48時間を上限とします。

申請に必要なもの

以下の申請書、添付書類を、利用する指定訪問看護ステーションを経由して、みやま市に提出してください。

- ①みやま市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用申請書（第1号様式）
- ② 医療的ケアを受けていることの証明となる書類（医師の指示書の写しなど）
- ③身体障害者手帳の写し（手帳を持っている人のみ）

問い合わせ先

市役所 福祉課 福祉総務・障がい福祉係（TEL 0944-64-1530）

★関係機関一覧・問い合わせ先

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
みやま市役所 (代表)	みやま市瀬高町小川5	0944-63-6111	—
福祉課 (福祉総務・障がい福祉係)	〃	0944-64-1530	0944-64-1519
(生活支援係)	〃	0944-64-1528	0944-64-1519
子ども子育て課 (子ども子育て係)	〃	0944-64-1535	0944-64-1519
健康づくり課 (国保年金係)	〃	0944-64-1529	0944-64-1548
(医療係)	〃	0944-64-1527	0944-64-1548
(健康係)	〃	0944-64-1515	0944-64-1548
介護支援課 (介護保険係)	〃	0944-64-1555	0944-64-1601
(高齢者支援係)	〃	0944-64-1570	0944-64-1517
地域・防災課 (防災対策室)	〃	0944-64-1502	0944-64-1503
税務課 (市民税係)	〃	0944-64-1511	0944-64-1512
秘書広報課 (秘書広報係)	〃	0944-64-1501	0944-64-1503
行政委員会事務局 (選挙管理委員会事務局)	〃	0944-64-1554	0944-88-9791
地域包括支援センター	〃	0944-64-1516	0944-64-1517
山川支所 (市民サービス係)	みやま市山川町立山1278	0944-64-3100	0944-64-3101
高田支所 (市民サービス係)	みやま市高田町濃施15	0944-64-2100	0944-64-2110
消防本部警防課 (通信係)	みやま市瀬高町小川2062	0944-62-5992	0944-62-3234
みやま市社会福祉協議会	みやま市高田町今福314-1	0944-22-5000	0944-22-5099
瀬高事務所	みやま市瀬高町小川270	0944-62-3311	0944-62-4144
山川事務所	みやま市山川町立山1234-1	0944-67-2566	0944-67-1503
基幹相談支援センター「ホープ」	みやま市瀬高町下庄396-2	0944-63-3021	0944-63-3139
福岡県南筑後保健福祉環境事務所 本庁舎	柳川市三橋町今古賀8-1	0944-72-2111	0944-74-3295
福岡県南筑後保管福祉環境事務所 分庁舎	八女市本村25	0943-22-6971	0943-23-7044
柳川警察署	柳川市三橋町今古賀53-1	0944-74-0110	—
福岡家庭裁判所 柳川支部	柳川市本町4-2-1	0944-72-3121	—
福岡県大牟田児童相談所	大牟田市西浜田4-1	0944-54-2344	0944-54-2374
ハローワーク大牟田	大牟田市大正町6-2-3	0944-53-1551	0944-54-1540
障害者就業・生活支援センター「ほっとかん」	大牟田市新栄町16-11-1	0944-57-7161	0944-57-7163
大牟田税務署	大牟田市不知火町1-3-16	0944-52-3245	—
大牟田県税事務所	大牟田市小浜町24-1	0944-41-5122	—
筑後県税事務所	筑後市大字和泉423	0942-52-5131	—
久留米県税事務所	久留米市合川町1642-1	0942-30-1012	—
福岡県障がい者更生相談所	春日市原町3丁目1-7	092-586-1055	092-586-1065
福岡県社会福祉協議会	〃	092-584-3377	092-584-3369
福岡県福祉情報センター	〃	092-584-3330	092-584-3319
福岡県障がい者110番	〃	092-584-6110	092-584-6110
福岡県運営適正化委員会	〃	092-915-3511	092-584-3790
福岡障害者職業センター	福岡市中央区赤坂1-6-9	092-752-5801	092-752-5751
福岡県庁・福祉労働部障がい福祉課	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3262	092-643-3304
日本年金機構 大牟田年金事務所	大牟田市大正町6-2-10	0944-52-5294	—

★制度一覽表

○・・・おおむね該当します △・・・一部の方のみ該当します

★ なお、それぞれの制度に審査基準や該当要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
(注1) 所得・課税状況によって、自己負担が発生したり、非該当になる場合があります。

福祉制度 障がいの種類、程度		交通							年金・手当・貸付					就労	税金	相談	福祉							
		各交通機関による運賃の割引	みやま市福祉タクシー料金助成	軽自動車税（種別割）減免	自動車改造助成	自動車運転免許取得助成	有料道路通行料割引	駐車禁止除外指定車標章	まごころ駐車場制度	障害基礎年金	障害厚生年金	特別障害者手当・障害児福祉手当	特別児童扶養手当	心身障がい者扶養共済制度	生活福祉資金の貸付	ハローワーク等	税金の優遇措置	各種相談	障がい児通所等支援	障害福祉サービスの利用	医療的ケア児在宅レスパイト事業			
ページ数		15	15	15	16	16	17	17	18	19	19	19	19	20	20	21	22	23	27	32				
所得審査(注1)		-	-		あり	-	-	-	-	△	-	あり	あり	-		-	-	-	あり	なし				
身体障害者手帳	視覚	1級	○		○	○	○	○	○	手帳の障がいの程度と必ずしも一致しません。詳しくは国保年金係か年金事務所へお問い合わせください。	△	△	△	△	貸し付けの内容等により、細かい条件があります。詳しくはみやま市社会福祉協議会へお問い合わせください。	○	△	○	障がいの状態や必要なサービスに応じて、聞き取りや審査が行われます。					
		2級	○		○	○	○	○	○							○	○	○			○			
		3級				○	○	△														○	△	○
		4級				○	○	△													○	△	○	
		5級				○	○	△													○	△	○	
		6級				○	○	△													○	△	○	
	聴覚平衡	2級	○		○	○	○	○	○	手帳の障がいの程度と必ずしも一致しません。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。	△	△	△	○		△	○							
		3級				○	○	△										○			△	○		
		4級				○	○	△										○			△	○		
		5級				○	○	△										○			△	○		
		6級				○	○	△										○			△	○		
		音声言語咀嚼	3級				○	○	○									△			○	△	○	
	肢体不自由	1級	○		○	○	○	○	○	手帳の障がいの程度と必ずしも一致しません。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。	△	△	△	○		△	○							
		2級	○		○	○	△	△	○					○		△	○							
		3級				○	○	△	△					△		○	△	○						
		4級				○	○	△	△					△		○	△	○						
		5級				○	○	△						△		○	△	○						
		6級				○	○	△						△		○	△	○						
	内部臓免疫	1級	○		○	○	○	○	○	手帳の障がいの程度と必ずしも一致しません。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。	△	△	△	○		△	○							
		2級	○		○	○	○	○	○					○		△	○							
		3級				○	○	○	○					○		○	△	○						
		4級				○	○	△						○		○	△	○						
	療育手帳	A	○				○	△	○	△	△	△	△	○		△	○							
		B					○							○		△	○							
精神手帳	1級	○						△	△	△	△	△	○	△	○									
	2級							△					○	△	○									
	3級							△					○	△	○									
難病								△			△		△			○	△	○						

○・・・おおむね該当します △・・・一部の方のみ該当します

★ なお、それぞれの制度に審査基準や該当要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

(注1) 所得・課税状況によって、自己負担が発生したり、非該当になる場合があります。